

令和3年6月18日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
渡辺 弘司  
(公印省略)

令和2年改正道路交通法に係る協力依頼について

高齢運転者対策の充実とその強化等に向け、道路交通法の一部を改正する法律が令和2年6月に成立し、警察庁及び都道府県警では令和4年6月までの施行に向け準備が進められています。

今般、別添のとおり、改正の概要説明資料が警察庁により作成され、本会宛周知方依頼がありました。

同法の改正では、高齢運転者対策として運転免許証の更新制度の見直し（運転技能検査の導入）、安全運転サポート車等限定条件付免許が導入されることとなりました。

また、これまで認知機能検査で認知症のおそれありと判定された方に対しては、臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととされておりましたが、免許取消し等の事由となる一定の病気等に該当する疑いのある場合においても、臨時適性検査の実施のほか診断書の提出を求めることが可能となりました。

なお、警察庁によると、現状において、一定の病気等に該当する疑いがあり臨時適性検査を行うことができる場合でも、任意に提出された診断書に基づいて行政処分の判断がなされているケースが大部分であることから、今回の改正により診断書の提出が求められても、かかりつけ医を受診する方が増加する可能性は低いと予測されています。

警察庁からは、これまで同様協力依頼があり、本会としても引き続き警察庁と連携を図ってまいります。各都道府県警より貴会へ説明及び相談がございましたら、趣旨をご理解いただきご対応賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正道路交通法の詳細につきましては、警察庁より情報提供があり次第、追ってご連絡申し上げます。

(添付書類)

令和2年改正道路交通法に関する説明資料等について（事務連絡）

「警察庁交通局運転免許課 高齢運転者等支援室長 令和3年6月8日付事務連絡」

- ・令和2年改正道路交通法に関する参考資料
- ・令和2年改正道路交通法に関する説明メモ
- ・執務資料「高齢運転者等支援だより」

事 務 連 絡  
令 和 3 年 6 月 8 日

日 本 医 師 会 御 中

警察庁交通局運転免許課  
高齢運転者等支援室長  
佐 藤 昭 一

令和2年改正道路交通法に関する説明資料等について（事務連絡）

貴会におかれましては、平素より、運転免許行政に対し格別の御理解、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高齢運転者対策の充実・強化等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）が令和2年6月に成立し、公布されました。同法は、来年6月までに施行される予定となっており、現在、警察庁及び都道府県警察におきましては、その円滑な施行に向けた準備を進めております。

今回の改正につきましては、一定の病気等に該当する疑いのある運転免許保有者に対して、臨時適性検査のほか、診断書の提出命令ができることとなるなど、医師の皆様にも関係の深い事項が含まれております。こうした制度を適切に運用するためには、引き続き、各都道府県の医師会及び警察の連携を図っていくことが必要と考えております。

そこでこの度、医師会関係者向けに、令和2年改正道路交通法の概要に関する説明資料を作成しました。併せて、現在大阪府警察が行っております先進的取組について執務資料「高齢運転者等支援だより」を作成し、各都道府県警察宛てに参考資料として配布することとしております。

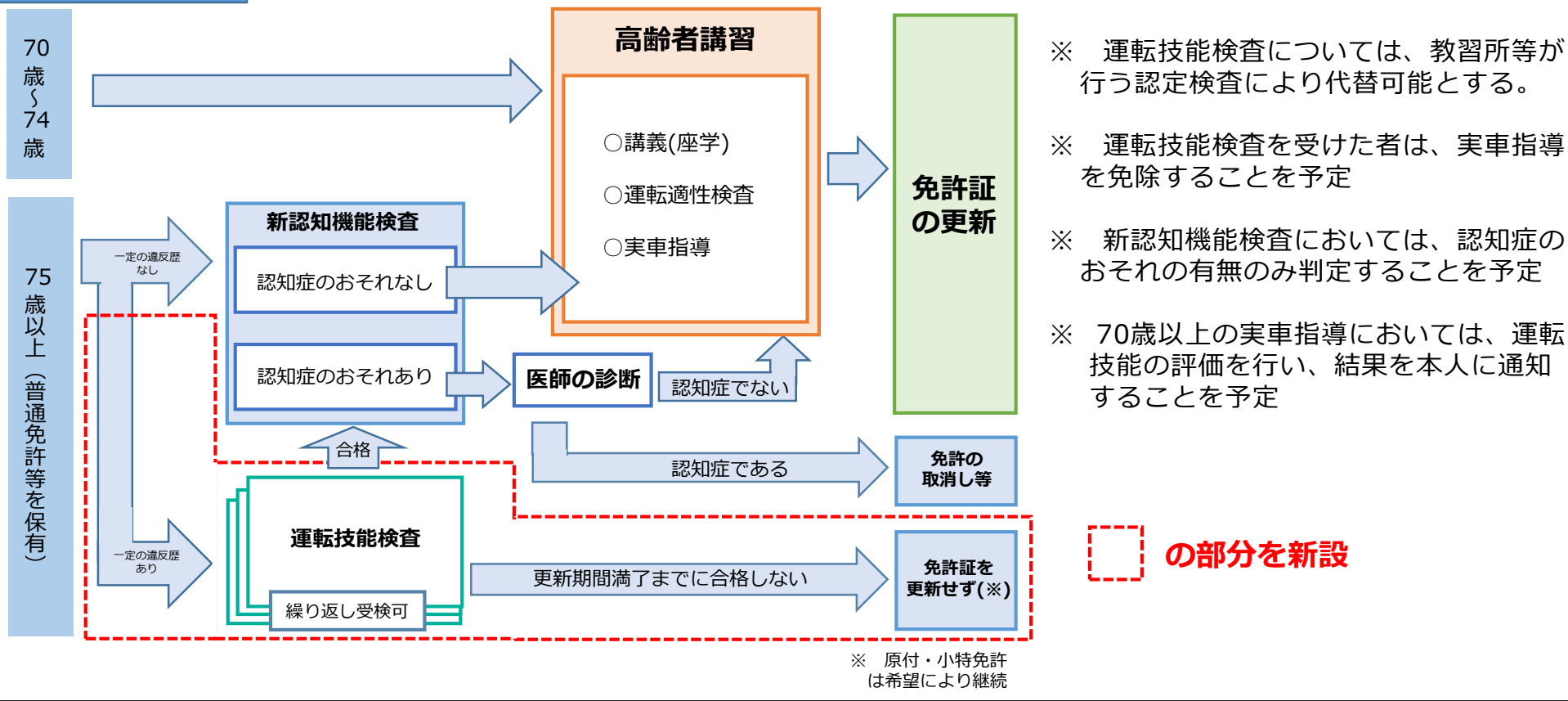
つきましては、各医師会及び警察の連携を円滑に行うため、貴会を通じて各都道府県医師会及び貴会会員の方々にこれらの資料を周知いただきますよう、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

（添付資料）令和2年改正道路交通法に関する参考資料  
令和2年改正道路交通法に関する説明メモ  
執務資料「高齢運転者等支援だより」

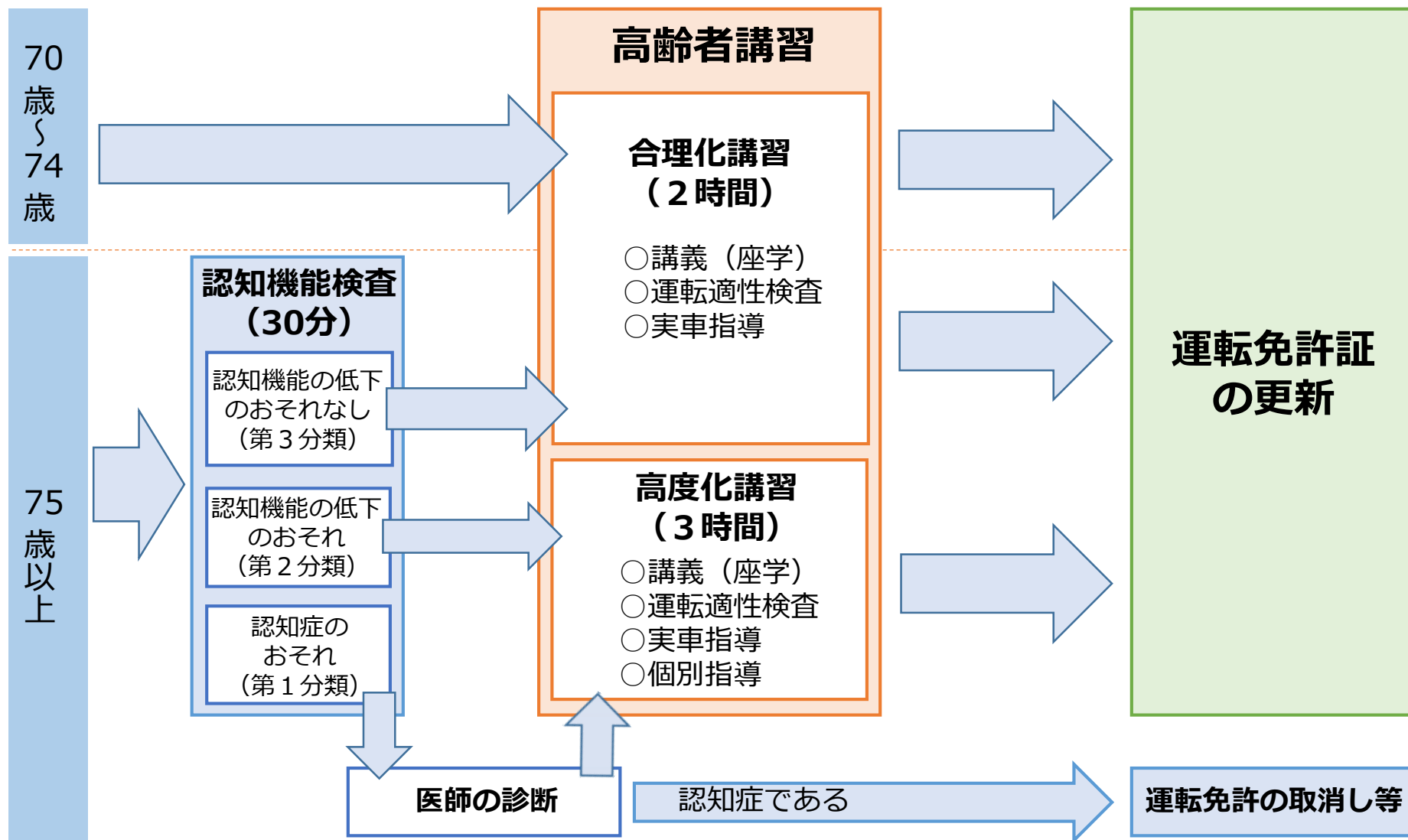
- **高齢運転者の運転免許証の更新制度の見直し**
  - ・ 75歳以上で一定の違反歴のある者は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検
  - ・ 検査の結果が一定の基準に達しない者には、運転免許証の更新をしない。

- **安全運転サポート車等限定条件付免許の導入**
    - ・ 申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定するなど(※)の条件付免許を与える。
- ※ 交通事故を防止し、又は交通事故による被害を軽減することに資するもの。

## 改正の概要



# 高齢運転者の運転免許証更新時の手続（現行制度）



## その他 診断書提出命令に関する規定 等

- 認知機能検査で認知症のおそれあり（第1分類）と判定された場合以外にも、免許取消し等の事由となる一定の病気等に該当する疑いのある場合に診断書提出命令を出せるようにする。

(参考)

【改正後】

	認知機能検査で認知症のおそれありと判定された場合	一定の病気等に該当する疑いがある場合
診断書提出命令	○	○
臨時適性検査 (指定する医師の診断)	○	○

【現行】

	認知機能検査で認知症のおそれありと判定された場合	一定の病気等に該当する疑いがある場合
	○	×
	○	○



- 免許更新期間満了日前の6か月以内に道路交通法に基づく診断書提出命令を受けるとして、医師の診断書を提出した場合には認知機能検査の受検を免除する。

## 免許取消し等の事由となる一定の病気等

一定の病気等	備考
統合失調症	自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。
てんかん	発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。
再発性の失神	脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるもの
無自覚性の低血糖症	人為的に血糖を調節することができるものを除く。
そう鬱病	そう病及び鬱病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。
重度の眠気の状態を呈する睡眠障害	—
その他の病気	上記(そう鬱病及び重度の眠気の状態を呈する睡眠障害)のほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気
認知症	アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態
目が見えないことその他身体の障害	身体の障害は、次のとおり。 一 体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができないもの 二 四肢の全部を失つたもの又は四肢の用を全廃したもの 三 前二号に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるもの(法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く。)
アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	—

診断書提出命令に係る道路交通法の改正点<新旧対照表>

改正後	現行
<p>(臨時適性検査等) 第102条 第1項～第3項 (略) 第4項 前3項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、<u>臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。</u>この場合において、公安委員会は、第89条第1項、<u>↑</u>第101条第1項又は第101条の2第1項の規定により提出された質問票の記載内容、第101条の5の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。 第5項・第6項 (略) 第7項 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。 第8項 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>改正法では、一定の病気等が疑われる運転免許保有者に対して、臨時適性検査のほか、診断書提出命令を行うことができることとされた。</p> </div>	<p>(臨時適性検査等) 第102条 第1項～第3項 (略) 第4項 前3項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行うことができる。この場合において、公安委員会は、第89条第1項、第101条第1項又は第101条の2第1項の規定により提出された質問票の記載内容、第101条の5の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。 第5項・第6項 (略) 第7項 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。<u>ただし、第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知された期日までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。</u> 第8項 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>現行法では、一定の病気等が疑われる運転免許保有者は、任意の診断書提出により臨時適性検査を受ける必要がなくなることとされている。</p> </div>

令和3年5月

## 令和2年改正道路交通法に関する説明メモ

(はじめに)

- 昨年(令和2年)6月に道路交通法の一部を改正する法律が成立し公布されました。改正項目のうち、高齢運転者対策の充実・強化等については、来年(令和4年)6月までに施行されます。この説明メモは、この改正法の概要について、特に医師の皆様に関係の深い事項を中心に説明するものです。

(資料1、2ページ)

- まず、高齢運転者対策関係の改正項目の概要について、御紹介します。
- 今回の改正項目である高齢運転者対策では大きく二つの柱があり、一つは高齢運転者の運転免許証の更新制度の見直し(運転技能検査の導入)、もう一つは安全運転サポート車等限定条件付免許の導入です。  
(資料1ページ上段参照)

- 運転技能検査についてですが、現在、75歳以上の運転者が免許証の更新を受けるに当たり、認知機能検査と高齢者講習を受けていただくこととなっております。今回の改正では、資料1ページの図の赤色の破線で囲っているとおり、75歳以上の運転者のうち、特に運転リスクが高い一定の違反歴がある方については、認知機能検査と高齢者講習に加えて、運転技能検査を受けていただき、その結果が合格基準に達しない場合には免許証の更新をしないこととする制度を新設しました。なお、この運転技能検査については、更新期限まで繰り返し受検可としております。(資料1ページ下段参照)

- また、この図の右側のコメ3つ目に記載のとおり、認知機能検査については現在は第1分類から第3分類までの3区分で判定しておりますがこれを認知症のおそれの有無のみを判定するものに改め、現在2種類ある高齢者講習(2時間の合理化講習と3時間の高度化講習)を一元化するなど、合理化・効率化を図ることとしております。

さらに、図の右側のコメ4つ目に記載のとおり、70歳以上の実車指



導において、運転技能検査と同様の技能評価を行い、安全指導を行うこととしております。

資料2ページが現行制度の流れですので、併せてご参照ください。

(資料3ページ～5ページ)

- 資料3ページの1つ目のマルが、今回作成した「高齢運転者等支援だより」に記載のある診断書提出命令に関する規定についてです。

現行法においては、認知機能検査で認知症のおそれありという第1分類と判定された方に対しては、臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととされています。

一方で、免許を受けた方が免許取消し等の事由となる一定の病気等(注1)に該当する疑いがある場合は、公安委員会は臨時適性検査を行うことができることとされていますが、診断書提出命令についての規定はないところです。

この点について、実務上は、かかりつけ医等の診断書を任意で提出すれば、臨時適性検査を改めて行うこととはしないとする運用が定着しています(注2)。こうした実態に鑑み、迅速・効率的な行政処分のため、一定の病気等に該当する疑いがある方について、臨時適性検査のほか、診断書提出命令(注3)を行うことができることとするものです。

なお、現状において、一定の病気等に該当する疑いがあり、臨時適性検査を行うことができる場合であっても、任意に提出された診断書に基づいて行政処分の判断がなされているケースが大部分であることから、今回の改正によって診断書の提出命令ができることとなっても、かかりつけ医を受診する者が増加する可能性は低いものと思料されます(注4)。

(注1) 運転免許保有者が一定の病気等に該当することとなったときは、公安委員会は、免許の取消し又は停止の行政処分を行うことができることとされている。免許取消し等の事由となる一定の病気等として、統合失調症、てんかん、認知症等が定められている(資料4ページ参照)。

(注2) 対象者にとって、普段から通い慣れているかかりつけ医に診断書を作成してもらう方が利便性が高い場合が多い。

(注3) 診断書提出命令は対象者本人に対して診断書の提出を命ずるものであり、医師に診断書の作成を義務付けるものではない。診断書提出命令を受けた者がやむを得ない理由なくその命令に応じず診断書を提出しない場合、運転免許の取消し等の対象となる。

(注4)(認知症以外の)一定の病気等については、第1分類との判定が出た場合に医師の診断を受けることを義務付ける認知機能検査とは異なり、本人・家族からの相談、交通事故、運転免許証更新時の質問票等を端緒として、運転免許保有者がそれらの病気等に該当する疑いのある場合に臨時適性検査を行うことができることとされている。また、その運用をみると、現状においても、警察が臨時適性検査を行う前に対象者に対して診断書の提出意思を確認し又は提出を促すなどし、提出された診断書により行政処分が判断されている実態がある。令和2年の統計では、一定の病気等による運転免許の行政処分件数(認知症について認知機能検査を端緒とするものを除く。)は12,477件であるところ、臨時適性検査の実施件数(認知症について認知機能検査を端緒とするものを除く。)は772件であり、多くは診断書の提出により判断されている。今回の診断書提出命令に関する改正については、公安委員会において一定の病気等に該当する疑いのある者を把握する端緒となる機会が増加するわけではなく、また、免許取消し等の事由となる一定の病気等に該当し得る者は、そもそも警察が把握する以前からすでにかかりつけ医の診療を受けていることが想定されることを踏まえると、今回の改正によってかかりつけ医を受診する者が増加する可能性は低いものと思料される。

- 資料3ページの2つ目のマルについてですが、新制度では認知機能検査の判定を認知症のおそれの有無の2つの区分の判定に改めることを予定しております。この検査で認知症のおそれありとなれば、医師の診断を受けていただくことになるわけですが、免許更新期間満了日前の6か月以内に道路交通法に基づく診断書提出命令を受けるなどして、医師の診断書の提出があった場合には認知機能検査を改めて受けていただく必要性はなくなりますので、このような場合は、認知機能検査の受検を免除するものです。

(おわりに)

- このような改正法の施行を含め、一定の病気等に関する運転免許関係事務を円滑に運用するためには、各都道府県警察と各医師会との連携を図っていくことが必要不可欠であると考えております。  
運転免許行政に対する引き続きの御理解、御支援の程、よろしく願います。

### 改正法施行に向けた取組の紹介

一定の病気等に係る運転免許関係事務を適切に運用するためには、各都道府県医師会等との連携が必要不可欠です。

今回は、改正道路交通法の施行を見据えた大阪府警の取組について紹介しますので、執務の参考としてください。

#### 大阪府警察

改正道路交通法の施行後は、一定の病気等に該当する疑いのある運転免許保有者に対する診断書の提出命令が可能となるため、「公安委員会指定医」及び「教示医」<sup>(注)</sup>の拡充を図るべく、

大阪府医師会を訪問

#### 大阪府医師会

大阪府警の訪問意図を理解・了承

大阪府下の病院をとりまとめている「大阪府病院協会」及び「大阪府私立病院協会」を紹介

#### 大阪府病院協会等

- 病院に対して、大阪府警が個別に協力依頼をすることについては了解しました。
- 病院を訪問する際に、大阪府病院協会・大阪府私立病院協会は了解済みであると伝えてもらって構いません。
- 理事会等において、大阪府警の取組について紹介と説明をしておきます。との回答とともに、

◎ 府警の病院に対する個別協力依頼に活用できる資料  
(大阪府病院協会 会員名簿(府下約330医院等))を提供

大阪府警は、提供を受けた資料を活用し、

- 専門医としての基準を満たす医師に対する公安委員会指定医としての協力
  - 総合病院、開業医等に対する教示医としての協力
- を要請していく

(注) かかりつけ医がない等の対象者に紹介(教示)することについて、大阪府警があらかじめ了承を得た病院※の中から、対象者の近隣にある病院を紹介している。

※ 現在、約170病院の了承を得ている。